

大阪広域環境施設組合職場改善推進委員会設置要綱

制 定 平成 27 年 6 月 25 日
改 正 令和元年 10 月 1 日

(設置)

第1条 大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）における職場改善を推進し、より一層の市民サービス向上に努めることを目的として、組合職場改善推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 組合の職場改善の推進に関すること。
- (2) 職場改善推進活動表彰の審査に関すること。
- (3) 管理者への表彰にかかる審査に関すること。
- (4) その他前条に規定する目的の達成に必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

2 委員長は会務を掌理する。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 総務部長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときはその業務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理させるため委員会に事務局を置く。

2 事務局は総務部総務課に置く。

(職場改善委員会)

第7条 別表第2に掲げる課及び工場等に職場改善委員会（以下「職場委員会」という。）を設置する。

- 2 職場委員会は、別表第3に掲げる者により構成する。
- 3 職場委員会は、職場独自で職場改善に取り組み、その内容を委員会に報告し、助言を受ける。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 25 日より施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

職名
事務局長
総務部長
施設部長
総務課長
施設管理課長
建設企画課長

別表第 2 (第 7 条関係)

総務部（総務課、経理課）
施設部施設管理課
施設部建設企画課
西淀工場
平野工場
東淀工場
住之江工場
鶴見工場
八尾工場
舞洲工場

別表第 3 (第 7 条関係)

役職	補職
委員長	課長及び工場長
委員	各職場で選任